

○大衡村男女共同参画推進条例

令和5年6月8日

条例第17号

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、村、村民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参加する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべきことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進に当たり、次に掲げる事項を基本理念とする。

- (1) 男女の人権の尊重 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人としての能力を發揮する機会が確保されること、その他男女の人権が尊重されるよう行われなければならない。
- (2) 社会における制度又は慣行についての配慮 社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動に対して及ぼす影響について、できる限り配慮し、男女が性別による固定的な役割分担にとらわれることなく、多様

な生き方を選択することができるよう配慮されなければならない。

(3) 政策等の立案及び決定への共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、村の政策又は事業者等における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されるよう行われなければならない。

(4) 家庭生活における活動と他の活動の両立 家庭を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるよう行われなければならない。

(5) 国際的協調 国際的な理解及び協力の下に行われなければならない。

(村の責務)

第4条 村は、前条に定める男女共同参画の推進についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

2 村は、男女共同参画の推進に当たり、国、他の地方公共団体、村民及び事業者等と連携を図りつつ協力して取り組まなければならない。

(村民の責務)

第5条 村民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、自ら積極的に参画するとともに、村が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者等の責務)

第6条 村内で事業活動を行う法人、個人の事業者その他の団体等は、基本理念にのっとり、その活動に関し、男女が共同して参画することができる機会の確保及び体制の整備に積極的に努めるとともに、村が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別等による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、性別等を理由とする差別的取扱い及び人権の侵害を行っては

ならない。

- 2 何人も、個人の尊厳を踏みにじる行為を行ってはならない。
- 3 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントその他の性別等に係るハラスメントを行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担、セクシュアル・ハラスメント等性別等を理由とする偏見及び差別を助長し、又は連想させる表現及び過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。

(男女共同参画計画)

第9条 村長は、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する施策についての基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 基本計画には、男女共同参画に関する基本的な目標及び目標を達成するための施策の大綱を定めるものとする。
- 3 村長は、基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、大衡村男女共同参画推進審議会の意見を聴かななければならない。
- 4 村長は、基本計画を策定し、又は変更したときは、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 村は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(相談及び苦情の申出への対応)

第11条 村長は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成の促進を阻害する要因による人権の侵害に関し、村民から相談があったときは、関係機関との連携の下に、適切な措置を講ずるものとする。

- 2 村長は、村が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画

の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、苦情の申出があったときは、適切な措置を講ずるものとする。

(村民及び事業者等の自主的な活動の支援)

第12条 村は、村民及び事業者等が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(男女共同参画推進審議会)

第13条 男女共同参画を推進するため、大衡村男女共同参画推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、男女共同参画推進に関する基本的事項について村長の諮問に応じ審議する。

3 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は別に定める。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている大衡村男女共同参画プランは、この条例に規定する手続により策定された基本計画とみなす。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和35年大衡村条例第2号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略